

指名停止等一覧表

(期間 平成26年7月1日～平成26年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
株式会社 共栄建機	北海道富良野市山部東町1-19	平成26年5月15日	平成26年8月14日	3ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	旭川開発建設部発注の「一般国道38号 富良野市 学田道路維持除雪外一連工事」の入札で、平成26年4月1日に株式会社共栄建機に落札決定したが、規程の契約保証金等の納付がなく、契約締結できなかったため。
佐藤林業 株式会社	北海道北見市とん田東町635番地	平成26年9月25日	平成26年10月24日	1ヶ月	「物品の製造契約及び役務等契約指名停止措置要領」(別表第1、第2関係)第12号(不正又は不誠実な行為)	北海道森林管理局網走南部森林管理署と売買契約した立木販売箇所(1065林班ろ林小班外6カ所)と隣接する区域(1065林班つ林小班)を、十分な現地確認等を怠ったことから伐採区域と誤認し、立木46本を伐採したため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。